

東京湾沿岸海岸保全基本計画

[千葉県区間]

令和7年3月

千 葉 県

『東京湾沿岸海岸保全基本計画〔千葉県区間〕』の変更について

《平成 25 年 11 月 変更》

館山市洲崎から旧江戸川河口の都県境までの海岸は、平成 16 年 8 月に定めた『東京湾沿岸海岸保全基本計画〔千葉県区間〕』（以下、「本計画」という。）に基づき、侵食、高波及び高潮に対する施設整備を進めており、海岸保全施設の天端高等の計画条件は、高潮や高波に対する防護機能の確保に主眼をおいていた。

一方、津波については、来襲の実績、津波の浸入や遡上を抑制する盾となる砂丘や松林などの自然の防災機能、及び予想される津波被害の想定など、津波対策に関する調査・検討を推進しその周知を図り、地域における避難体制・安全情報伝達などを支援していくものとしていた。

しかし、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に起因する津波により、千葉県では、千葉東沿岸で甚大な被害が発生し、東京湾沿岸にも津波が浸入するなど、津波からの防護に関し、見直しの必要性が生じた。さらに、この大震災を契機に実施された様々な調査、検討成果から、津波の実態や被害に関する新たな知見や津波防災への考え方が提示された。

以上を踏まえ、『東京湾沿岸海岸保全基本計画〔千葉県区間〕』における防護の考え方（津波に対する防護水準等）を見直し、本計画を変更した。

《平成 28 年 9 月 変更》

大規模な津波、高潮等に備える海岸における防災・減災対策の強化、海岸保全施設の老朽化への早急な対策などの必要性の高まりを背景に、平成 26 年 6 月に海岸法の一部が改正され、減災機能を有する堤防等の海岸保全施設への位置づけや水門・陸閘等の操作規則等の策定、海岸保全施設の維持・修繕の明確化などが追加された。

さらに、平成 26 年 12 月に改定された海岸法施行令において、海岸保全基本計画に「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」を定めることが明確化され、平成 27 年 2 月に海岸保全基本方針が変更されたことから、計画変更を行った。

《令和 7 年 3 月 変更》

「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」による第 5 次評価報告では、気候システムの温暖化には疑う余地がなく、大気と海洋は温暖化し、雪氷の量は減少し、海面水位は上昇していること、更に 21 世紀の間世界全体で大気・海洋は昇温し続け、世界平均海面水位は上昇が続くであろうことなどが報告され、今後の高潮等の水災害による頻発化・激甚化が懸念される。

このような背景から、国により令和 2 年 11 月 20 日に海岸保全基本方針を変更、令和 3 年 7 月 30 日に「海岸保全施設の技術上の基準を定める省令」が一部改正・施行された。これに基づき、気候変動の影響による外力の増加がいつ顕在化しても対応できるように、設計基準類の見直し、外力の定量化手法の確立、新たな基準に基づく計画外力等の見直し等が行われたことから、計画変更を行うものである。

海岸保全基本計画は、地域の状況変化や社会経済状況の変化、気候変動の影響に関する将来的な見込みの変化等に応じ、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、必要に応じ適宜見直しを行う。

目 次

<東京湾沿岸海岸保全基本計画[千葉県区間]の変更について>

第1編 海岸の保全に関する基本的な事項

1. 自然的及び社会的特性	1-1
1-1 海岸の概要	1-1
(1) 海岸区分及び海岸保全区域等	1-1
(2) 港湾及び漁港	1-16
1-2 海岸の現況特性	1-19
(1) 防護に関する現況特性	1-19
1) 高潮・波浪	1-19
2) 津波	1-21
3) 地震	1-28
4) 海岸侵食の傾向	1-29
5) 人口分布	1-30
6) 地盤高	1-31
7) 水門・排水機場等	1-32
8) 現在実施されている海岸事業	1-33
9) ソフト面の取り組み	1-34
10) 気候変動	1-37
(2) 環境に関する現況特性	1-38
1) 砂浜・干潟・浅場・藻場の分布	1-38
2) 貴重な生態系の分布	1-39
3) ウミガメ・鳥類の分布	1-41
4) 特定植物群落	1-43
5) 海域の水質	1-44
6) 赤潮・青潮の発生状況	1-47
7) 東京湾に流入する汚濁負荷の発生源	1-48
8) 海水浴場の水質	1-48
9) 海岸に漂着するゴミ	1-49
10) 油汚染事故	1-51
11) 海岸における清掃活動	1-52
12) 環境学習・教育への取り組み	1-53

13) 鳥獣保護区.....	1-57
14) 保安林.....	1-58
15) 自然公園	1-61
(3) 利用に関する現況特性	1-63
1) 海岸利用が盛んな水際線.....	1-63
2) 海洋性レクリエーション利用	1-64
3) 海岸におけるイベント	1-65
4) 海岸における利便施設	1-66
5) 漁業活動	1-68
6) 不法係留船舶	1-75
7) 海岸への車両乗り入れ	1-76
8) 海岸における不法占用	1-76
9) 海岸における歴史・文化等	1-77
1-3 海岸への要請.....	1-79
(1) 社会的な要請.....	1-79
(2) 地域の要請	1-80
1) 県及び沿岸市町の長期計画	1-80
① 県の長期計画	1-80
② 沿岸市町の長期計画	1-85
2) 地域住民の声	1-86
① 防護に関する意見.....	1-86
② 環境に関する意見.....	1-87
③ 利用に関する意見.....	1-88
④ その他の意見	1-89
⑤ 三番瀬に関する意見	1-89
3) 公聴会	1-90
① 防護に関する意見.....	1-90
② 環境に関する意見.....	1-91
③ 利用に関する意見.....	1-92
④ その他の意見	1-92
⑤ 三番瀬に関する意見	1-93
4) ちばづくり県民コメント制度	1-94
1-4 海岸の課題.....	1-95
(1) 防護に関する課題	1-95
(2) 環境に関する課題	1-97
(3) 利用に関する課題	1-98

2. 海岸保全の目標.....	1-100
2-1 海岸保全の基本理念	1-100
2-2 海岸保全の方向性.....	1-101
(1) 防護に関する方向性.....	1-101
(2) 環境に関する方向性.....	1-102
(3) 利用に関する方向性.....	1-103
2-3 海岸防護の目標	1-104
(1) 防護すべき地域	1-104
(2) 防護水準	1-104
(3) 防護の目標値.....	1-106
1) 気候変動シナリオ.....	1-106
2) 将来の海面上昇量.....	1-106
3) 高潮【計画高潮位】	1-107
① 朔望平均満潮位について.....	1-108
② 偏差について	1-108
4) 津波【設計津波の水位】	1-113
(4) 海岸保全施設等の目安高の範囲.....	1-115
1) 海岸保全施設の天端高の考え方	1-115
2) 海岸保全施設等の目安高の範囲.....	1-117
2-4 海岸保全の施策	1-119
(1) 防護に関する施策.....	1-119
(2) 環境に関する施策.....	1-121
(3) 利用に関する施策.....	1-122
(4) 総合的な施策	1-123
2-5 ゾーン毎の施策	1-126

第2編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

1. 施設整備について	2- 1
1-1 整備の基本方針	2- 1
1-2 整備しようとする区域	2- 3
1-3 防護の基本的な考え方	2- 3
1-4 施設の種類の等	2- 4
2. 整備計画	2- 8
(1) 海岸保全施設の新設又は改良	2- 8
(2) 段階的な天端高の嵩上げ	2- 9
(3) 海岸保全施設の維持又は修繕	2- 11
3. 受益地域	2-48